令和８年度第５回 川崎市 PPP プラットフォーム意見交換会実施結果

令和 8 年 10 月

事業名	公共施設における電気自動車用充電設備整備事業
事業所管課	環境局環境対策部地域環境共創課
意見交換会実施日	令和８年８月２６日（水）・２７日（木）
意見交換会参加事業者数	５社（６名）
意見交換会での主な民間意見	
事業期間	・充電設備の耐用年数を踏まえた事業期間が望ましい。普通充電設備については、メーカー耐用年数は 8 年であるが、実態としては 10 年以上使用可能である。 ・急速充電設備については、前後の工事期間も見込んで 12 年の事業期間が望ましい。 ・普通充電設備と急速充電設備では耐用年数が異なるため、設置する充電設備に応じて協定期間を設定することも考えられる。
充電設備の仕様	・普通充電設備のみを取り扱っている。 ・急速充電設備のみを取り扱っている。 ・急速充電設備は利便性は良いが設備導入費用が高い。また、20～30 分で充電が完了し車に戻る必要が生じることから、施設の滞在時間を利用して普通充電設備を３～４時間利用できる方が使い勝手がよい。
設置場所と設置基数	・川崎国際生田緑地ゴルフ場は一定数の EV・PHEV 利用者が見込まれるため、普通充電設備でも採算性が見込まれる。 ・充電設備の出力や基数によっては、高圧受電設備の設置を要し駐車区画を占有する可能性があるため、受電設備を含めた設置場所の検討が必要である。 ・充電設備の出力や基数によっては施設における高圧契約を要し、施設全体の電気料金（基本料金）が上がるため、充電デマンド値を考慮して設置基数を決定することも考えられる。 ・既設電源を利用する場合のデマンド上昇分の負担について、公募条件で明記いただくことを希望する。定めがない場合、応募者は既設電源を選択することが合理的となり、増加した基本料金は市の負担となる。 ・設置基数の検討には、施設ごとの来場者数や駐車場の利用実績（時間帯別・曜日別・季節変動）が参考になる。4 施設は利用形態が異なるため、同一の基準で基数を導くことは難しい面がある。 ・電気自動車優先区画とするとガソリン車の駐車可能性があり、事業者の機会損失となるとともにユーザー利便性も低下するため、区画数を絞って専用区画とした方がよい。
充電料金の設定	・充電料金は施設ごとに事業者が決定し、市と共有することを想定している。 ・充電料金の設定は、設置場所の提供者である市ではなく、収入先である設置事業者が決定するべきと考える。

	・1kWh あたりの従量課金制を採用している。充電終了後も長時間滞在すると他のユーザーの充電利用が妨げられるため、充電終了から一定時間車両を動かさない場合の超過料金を設定している。
国の補助金の活用	・国と神奈川県の補助金の活用は必須。 ・国の補助金を活用しなくても設置可能。 ・補助金交付決定後に土地使用に係る契約を締結し着工を行うスケジュール設定は、補助金を活用することができるため望ましいと考える。 ・設置の可否は当該施設における稼働の見込みによって判断するため、補助金の有無は設置判断の直接的な条件とはならない。
土地の使用料	・提示された使用料であれば支障ない。 ・使用料は応募の可否を判断する上での前提条件となるため、負担の可否を判断するために、公募にあたっては施設ごとの水準を示してほしい。
問合せ対応	・24 時間 365 日対応のコールセンターによる対応が可能である。 ・メール対応のみだが、問題になったことは無い。 ・充電設備の不具合時には、まず利用者から施設側に問合せが向かうことが多い。利用者向けの窓口に加えて、一次問合せが施設側に入ることを想定し、事業者と施設の連絡手段を設けておくことが有効と考えられる。
応募の意向	・普通充電設備は採算性が見込めるため、応募を検討する。 ・普通充電設備の取扱いがなく、事業内容が市の求める方向性と異なるため応募は困難である。 ・急速充電設備を想定しているため出力の上限がなければ応募が可能である。 ・単独での応募は難しいが、充電設備設置事業者との共同応募であれば検討が可能である。
公募条件への要望	・低圧受電設備で可能な範囲を公募条件として要望する。 ・市内事業者への加点や市内事業者への優先発注など、市内事業者への還元を要望する。
その他	・固定資産税の減免措置は事業者にとって有益である。 ・地下駐車場では課金システムの通信環境の確認が必要である。 ・川崎市では集合住宅が多いので、集合住宅の住民が基礎充電代わりに利用するニーズはあると考える。 ・市民の利便性向上のため、施設の利用者のみでなく、近隣住民も含めて利用可能な充電設備を想定している。

現在の事業の進捗状況（意見交換会での意見等を踏まえた、現在の進捗状況）

・意見交換会での意見を踏まえ、公募条件について検討中

今後のスケジュール等

令和８年 11 月　事業者公募（予定）
令和９年１月　選定委員会（予定）
令和９年３月　協定締結（予定）
令和９年度中　設置工事・運用開始（予定）

※追加の情報提供等を希望される場合は、意見交換会への参加の有無にかかわらず、下記まで御連絡ください。

【問合せ先】
環境局環境対策部地域環境共創課
電話：044－200－2530
メール：30kyoso@city.kawasaki.jp